

令和4年12月21日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）について

保護者の皆様におかれましては、学校園の円滑な運営にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、このたび、文部科学省及び厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」について、制度が再度延長（令和5年3月31日まで）されたことについての周知連絡がありました。

この支援金は、小学校等の臨時休業等に伴い、契約した仕事をできなくなった個人で仕事をする保護者の方が対象となる助成制度で、一定の要件を満たした場合に支援金が支給されるものです。

詳しくは、以下の厚生労働省のホームページをご確認ください。

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金  
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

《支給要件、申請等の手続の問い合わせ先》

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

0120-876-187（受付時間 9：00～21：00） ※土日、祝日を含む

以 上